

成27年9月30日

米原市議会議長 竹 中 健 一 様

健康福祉常任委員会委員長 北 村 喜代隆

介護保険料算定の見直しに対する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出する。

意見書第2号

介護保険料算定の見直しに対する意見書案

介護保険料の算定においては、合計所得金額と課税年金収入額を合計する仕組みとなっていますが、介護保険料算定時において合計所得金額は、営業、農業、給与、不動産等の所得に加えて雑所得となる年金所得を合計したものとされています。しかし、介護保険料の基準額以下の低所得階層においては、この合計所得金額に更に課税年金収入額を足して所得段階を決定しており、課税年金収入額が二重に算定されていることとなります。

この仕組みでは、低所得階層の所得段階の判定において、保険料の段階が繰り上がり、保険料を過大に判定することから、介護保険料の基準額を超える階層と基準額を超えない階層では公平な階層区分とは言えず、特に低所得階層については、不公平感が強い制度となっています。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

介護保険料段階別判定の一部において、課税年金収入額が重複算定されるため、介護保険料算定の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県米原市議会

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
厚生労働大臣